

**令和3年 関係府省における予算編成過程での検討を
求めることとした提案の措置状況**

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
5	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備補助制度の統一化	幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度である保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の統一化を求める。 これまでに多くの自治体から同様の提案がなされ、内示時期や協議様式などの統一化等による事務軽減が図られてきたところであるが、交付金制度自体の統一には至っていないところである。一方、現在、政府において「こども庁」創設に向けた動きがあるとの報道がなされていることも踏まえ、「こども庁」の創設に関する議論の中で交付金の統一化についても再検討いただくなど、抜本的な改善をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園において、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省が所管しており、同じ建物内で交付金の所管が分かれている。両交付金は補助形式、交付決定日、地方債充当率及び交付基準額等が異なることから、交付金申請を両省に行うにあたり、単一の施設にもかかわらず事業費を定員や面積で按分する必要があるなど、自治体及び事業者の事務手続きが非常に煩雑となっている。	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の所管が統一化されることで、施設及び自治体双方の事務負担が軽減され、子ども・子育てに係る行政の効率化に資する。	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
6	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	児童入所施設措置費等国庫負担金の算出における里親支援専門相談員配置による加算対象施設の拡大	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の算出において、里親支援専門相談員の配置により加算の対象となる施設について、現状の児童養護施設及び乳児院に加えて、障がい児入所施設、児童心理治療施設等についても対象となるよう対象施設の拡大を求める。	里親支援専門相談員を配置した場合に児童入所施設措置費等国庫負担金の加算が受けられる対象施設は、児童養護施設と乳児院に限定されており、障がい児入所施設等に配置しても加算は受けられない。一方、里親に委託する児童が障がい児や心理ケアが必要な児童等の場合もあることから、そうした児童に係る専門的な知見に乏しい児童養護施設や乳児院への配置だけでは、地域支援として十分かつ幅広く里親支援を行っていくことが難しい状況がある。里親委託の推進が重要となる中、障がい児入所施設等への里親支援専門相談員の配置を進めることが望まれるが、当該施設への配置について加算の対象とされないことが支障となっている。	障がい児入所施設や児童心理治療施設等への里親支援専門相談員の配置により、障がい児や心理ケアが必要な児童等にも対応した里親支援が可能となる。また、加算が受けられる対象施設が拡大されることにより、里親支援専門相談員の配置を希望(申請)する施設の選択肢が増え、里親支援専門相談員の配置が進み、里親支援の充実につながると考える。なお、当県においては、児童養護施設及び乳児院が4か所しかないことに加え、当該施設の所在地が県内の一部に集中していることから、里親支援専門相談員の配置は県内の一部地域における2名に留まっている。	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(平成24年4月5日付け雇児発第0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	厚生労働省	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
5	小樽市、旭川市、岩手県、宮城県、いわき市、茨城県、前橋市、伊勢崎市、狭山市、千葉市、富津市、川崎市、新潟県、上越市、長野県、中野市、浜松市、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、守口市、奈良県、鳥取県、広島市、宇和島市、長崎県、長崎市、熊本市、大分県、宮崎県、小林市、鹿児島県	<p>○当県において、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の所管課が異なっており、様式や提出書類も完全には統一されていない。事業費を定員で案分するという業務も自治体及び事業者の大きな負担となっている。</p> <p>○書式や内示時期の統一は図られたが、協議や交付申請等の手続きに関して、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金では、自治体への連絡時期や提出期限が異なっている。また提出書類も、同一の内容を厚生労働省及び文部科学省の両省あて提出する必要があり、事務執行にあたって大きな支障となっている。これらのことから、所管を内閣府等に一元化し、実施主体の市町村への直接補助に統一することにより事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能になる。</p> <p>○幼保連携型認定こども園において、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省が所管しており、同じ建物内で交付金の所管が分かれている。両交付金は補助形式、交付決定日、地方債充当率及び交付基準額等が異なることから、交付金申請を両省に行うにあたり、単一の施設にもかかわらず事業費を定員や面積で按分する必要があるなど、自治体及び事業者の事務手続きが非常に煩雑となっている。両交付金で国・市町村の負担率が異なる場合があり、交付申請書の作成にあたって国交付率を誤って計算していた例がある。</p> <p>○同一施設で同内容の整備の場合、統一した交付金で行うことで手続きの円滑化が図られる。</p> <p>○単一の施設整備でありながら、保育所・幼稚園という施設機能ごとに2つの交付金申請が必要となり、事業費の按分や申請書類の作成(提出後の修正も含む)等、事業間での調整が必要になり、自治体及び事業者の事務手続きが煩雑で、事務負担が大きくなっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備費は、文部科学省が幼稚園機能部分を、厚生労働省が保育所機能部分をそれぞれ所管し、前者は認定こども園施設整備交付金で、後者は保育所等整備交付金で措置されており、両省に対して協議、申請等を行わなければならない、手続きが煩雑である。また、補助金額の積算に当たっては、定員や面積に応じて事業費を按分する必要があるほか、特殊附属工事を行う場合には補助基準額の按分も必要となり、積算が複雑である。</p> <p>○様式の統一も限定的であり、当市においては、保育所等整備交付金については厚生労働省が、認定こども園施設整備交付金については県がそれぞれ定める様式を使用することになるところ、両者はレイアウトのみならず記載すべき項目も異なるため、ひとつの整備事業であるにもかかわらず、交付金ごとに記載すべき項目の確認や記載する金額等の切り分けのための計算をそれぞれのために細かく行わなければならないが、本質的には不要と思われる。また添付書類について、たとえば図面など両者に共通のものである書類について提出用だけでも少なくとも2部複製しなければならないばかりか、交付金ごとに求められる書類が異なるため煩雑である。さらに申請の時期などが異なることが原因で、たとえば同じ交付申請という段階であっても両者の書類の時点が異なることがあり、このことで書類の管理が複雑化しており、加えてこのようなことにより書類の修正・差し替えの必要が生じた場合、多くの場合で両者に影響が出るが、片方について既に提出済であるような場合には特に、当市のみならず、県、厚生労働省・文部科学省のそれぞれの担当の進捗を滞らせてしまうことは遺憾である。事業主体・設置主体にしてみれば、教育・保育を一体的に提供するための施設についてのただひとつの整備事業であるのに、所管する部分が異なるからという理由で交付金が二種類存在することは制度上の矛盾と言わざるを得ず、当市としても早急に統一と改正を求める。</p> <p>○こども庁の創設にあわせ、制度の統一化を図ることで、自治体の事務も効率化が図られる。</p> <p>○当市においても幼保連携型認定こども園の施設整備における交付金申請において事務が非常に煩雑になっており、抜本的な改善を求めたい。</p> <p>○認定こども園について施設整備に係る補助事業を実施する場合、保育所機能部分(2・3号定員部分)は厚生労働省(「保育所等整備交付金」)から、幼稚園機能部分(1号定員部分)は文部科学省(「認定こども園施設整備交付金」)からの補助となるため、厚生労働省と文部科学省それぞれとのやり取りが必要となる。施設としては1つの整備事業を実施するが、現状、事前協議や、保育所等整備交付金交付要綱又は認定こども園施設整備交付金実施要領に基づく諸手続き(交付申請、実績報告及び各種報告)及びそれらに付随する疑義照会に関して、保育所機能部分と幼稚園機能部分に分けて各省とやり取りを行う必要があるため、事務手続きが煩雑である。</p> <p>○保育所相当部分(厚生労働省)と幼稚園相当部分(文部科学省)に分けてそれぞれ申請する必要があり、共通部分について按分して算出する必要があるなど、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。</p> <p>○【制度の複雑さ】交付額算定基準額の違い、定員・面積による按分、こども園類型による加算有無など制度が複雑化している。イレギュラーな案件の見解確認も2省にまたがる。</p> <p>【手続きの煩雑】交付申請、実績報告は所管毎に行うため2重作業となる。所管毎に異なった日付で募集通知、交付金内示、決定通知、要綱・要領の改正通知がなされ、自治体・事業者にとって煩雑さと負担の増になっている。</p> <p>【改正による効果】交付金の統一化により直接的な事務作業の効率化が望める事に加え、制度の簡素化に期待できるため、自治体・事業者の理解も進み、結果、事務効率化になると考える。</p>	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月21日閣議決定)において、「(認定こども)園を対象とする施設整備事業・災害復旧事業については、原則として、こども家庭庁へ移管し、一本化する」こととされていることを踏まえ、今後、同庁の設置に向けて、内閣府、文部科学省、厚生労働省等関係府省において必要な対応を検討していく。
6	岩手県、神奈川県、川崎市、相模原市、岡山県、香川県、高知県	<p>○国が示す里親委託推進の方向性をさらに推進していくには、特性を有する子ども等への専門的な支援ができる立ち位置から里親家庭及び子どもへのより具体的な支援が必要である。</p> <p>○障がい児等への支援においても他の児童への支援と同様に、家庭的養育優先の原則や施設の小規模・地域分散化は必要な視点であり、とりわけ措置入所が必要な児童については、里親家庭も委託先の候補となるものである。また、現在里親委託されている児童に知的障がいや発達障がい等を有するケースも見られることから、施設支援のノウハウを里親養育支援に生かすためにも、障がい児入所施設や児童心理治療施設等への里親支援専門相談員の配置は必要であると考えられる。</p> <p>○施設入所児童に家庭体験をさせるための短期里親事業において、里親が特定の子どもと月1回程度の交流を行っている。里親宅への外泊も伴い、里親への引継ぎや帰園時の迎え入れ等にきめ細かな支援が必要である。障害児入所施設等から里親委託となるケースは事例としては少ないが、児童養護施設で里親と短期里親交流をしていた児童が障害児入所施設に措置変更となった後も、里親と短期里親交流をするケースが多い。里親支援専門相談員は、交流において里親側が悩みや不全感を感じた時に施設内で調整し、解決を図る窓口、また身近な相談相手として機能しており、障害児入所施設に措置変更となった場合でも継続した支援が行われることが望まれる。また、今後、障害児入所施設等から里親委託をする際は、里親委託や里親支援に精通した職員によるきめ細かな支援が必要と思われる。</p>	里親支援専門相談員の取扱いについては、「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書」(令和4年2月3日付け社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会とりまとめ)においてとりまとめられた「家庭養育優先原則の推進」や「施設の多機能化・高機能化」の考え方を踏まえ、必要な措置について令和5年度以降の予算編成過程において検討を行う予定である。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
16	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	地域型保育事業のうち保育所型事業所内保育事業者における連携施設の確保に係る公定価格上の減算調整措置の見直し	児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定された事業を行う保育所型事業所内保育事業者が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条に規定された連携施設に関する特例の要件を満たし、連携施設を設定しない場合については、減算額が適切かどうかについて検証した上で、公定価格上の減算調整の適用を受けないようにするなど、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)の見直しを求める。	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、地域型保育事業のうち保育所型事業所内保育所における満3歳以上の児童の受け入れについて、「各市町村において、その他の地域の実情と照らし必要と認める場合においては、満3歳以上の児童の受け入れが可能である」との見解が示された。 一方で、同事務連絡において「保育所型事業所内保育事業については、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市町村長が認める場合においては、卒園後の受け皿に係る連携施設の確保を要しない」とこととするが、「この特例を活用し連携施設を確保しない場合であっても(中略)、連携施設を設定しない場合に該当するものとして、公定価格の調整の適用を受けることに留意されたい」と記載されている。 こうした中で、満3歳以上の児童の受け入れを行うこととした保育所型事業所内保育事業者に対し、これまで卒園後の受け皿に係る連携施設として連携していた施設から「満3歳以上の児童の受け入れを開始するにもかかわらず、引き続き卒園後の受け皿に係る連携施設の確保は必要なのか」との確認があった。現時点ではこれまでどおり連携を継続する方向で話が進んでいるが、連携施設からの同意が得られなければ、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受け入れを行うことにしたにもかかわらず、公定価格上の減算調整を受けることとなり当該事業者が不利益を被る状況である。本市において該当する施設は1か所のみではあるが、0～5歳まで切れ目なく一体的に保育を提供することは保護者にとっても有意義であり、全国的なニーズも想定されることから本市としては、保育所型事業所内保育事業者については一定の要件を満たす場合には「連携施設の確保を要しない」としながら、「連携施設を設定しない場合は公定価格上の減算調整の適用を受ける」ということを合理的に説明することができないと考えている。	公定価格上の減算調整という保育所型事業所内保育事業者にとって経営上のマイナスとなる要因を減らすことで、3歳以上の児童の受け入れを検討する事業所が増え、0～5歳までの切れ目のない一体的な保育を提供することができると思う。	児童福祉法第6条の3第12項家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知) 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	内閣府、厚生労働省	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町
23	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	子ども・子育て支援交付金に係る延長保育事業の実績報告における「対象経費の実支出額」の算出方法の簡素化	子ども・子育て支援交付金に係る延長保育事業の実績報告における「対象経費の実支出額」の算出方法の簡素化を求める。 例えば、延長保育を利用した児童1人あたりの必要経費について、利用時間に応じて単価を設定し、年間の延べ利用人数を乗じることで対象経費の支出額を算出するなど、公定価格と延長保育事業の切り分けを必要としない手法を検討したい。	地域子ども・子育て支援事業の延長保育事業は、全国で8割以上の施設において実施されており、全国的に保護者からのニーズが高い事業である(平成30年度延長保育実施割合81.9%(延長保育実施施設数28,476か所/保育所等施設数34,763か所))。延長保育事業については、国から子ども・子育て支援交付金を受けて各市町村が実施しているが、子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条において、市町村から都道府県への同交付金の実績報告の提出期限は「4月10日まで」とされており、年度当初の短い期間で前年度の実績を確定する必要がある。当該実績報告の確定に当たっては、事業所と市町村において、実績報告に関する確認作業を行っているが、事業所ごとにマンパワーや事務処理能力もバラバラであることから、事業所への確認事項も多く発生しており、実績額を確定するまで、多大な時間を費やしている。特に、対象経費の実支出額の算出に当たっては、公定価格と重複しないよう延長保育事業に係る人件費を算出する必要があるが、現場においては両者の切り分けが明確でないこともあり、算出作業の事務負担が大きい。さらに、施設型給付費等の精算処理も同じ時期の作業となるため、事業所と市町村における事務負担が大きく、よりミスが発生しやすい状況となっている。現在の状況が継続されれば、受けられる交付金の額に対して事務負担が過大であるとして延長保育事業の廃止を考える事業所が出てくる可能性もあり、延長保育事業の高いニーズを充足することができなくなるおそれがあると考えている。	延長保育事業の実績報告において、特に負担の大きい「対象経費の実支出額」の算出について、公定価格上に計上されている人件費と延長保育事業の人件費との切り分け作業が不要となることにより事業所の実績報告作成作業及び市町村における確認作業の両方が軽減される。 また、延長保育事業の実績報告に費やす時間が減少することにより、同時期に行っている施設型給付費等他の補助金に係る精算に注力することができるようになり、当該精算の精度の向上も期待できると考える。	子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条、10条	内閣府、厚生労働省	宜野湾市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
16	旭川市、富津市	—	<p>事業所内保育事業を含む地域型保育事業では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準」という。)第6条第1項により、原則満3歳未満とされている地域型保育事業の利用児童が満3歳となった後の保育を受ける場の確保等のため、連携施設を確保することが義務付けられていることから、公定価格においても、連携施設に係る経費を基本分単価に算定している。一方で、基準附則第3条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合等には連携施設を確保する必要がないこととされており、このような場合には、連携施設に係る経費は不要となることから、公定価格においても当該経費について減算調整を行うこととしている。</p> <p>このため、基準第45条第2項に基づき、保育所型事業所内保育事業が連携施設を確保しない場合についても、連携施設に係る経費は不要となることから、当該経費について減算調整を行うこととしている。</p>
23	小樽市、水戸市、前橋市、富津市、中野市、豊田市、守口市	<p>○当市では、県が示した方法で延長保育事業の人員費を算出しているが、事務負担が大きく、また同時期に一時預かり事業補助金や病児保育事業等の他補助金の実績報告を依頼していることもあり、毎年事務負担の軽減を求める意見が事業所から上っている。また、延長保育事業は平均対象児童数を求めるための事務負担も大きく、現状ではかなりの負担を要している。そのため、算出方法が簡素化されれば、事業所の作成事務負担・市町村の確認負担の軽減が期待できると考えている。</p> <p>○現行では3月末の事業終了をもって補助基準額が確定するような仕組みとなっており、国実績報告までに各施設の補助基準額を確定して実支出額を見込むのは負担となっている。一時預かり事業(一般型)のような、延べ利用人数の大まかな区分で補助基準額を算出できる仕組みで簡素化されることが望ましいと考える。</p> <p>○次年度の4月入所申し込みの時期と重複した業務となることに加え、短期間で事務処理する必要があるため、確認作業に十分な時間を費やすことができない。</p> <p>○一年をとおして人員費を切り分けなければいけないため、事業所の負担が大きい。</p> <p>○当市においては延長保育事業として31の私立園が実施しているところだが、実績の確認については、園及び市それぞれの関連事務において短期間で進める必要があり、負担が大きいところである。経費の算出、確認について、一層の効率化を求めたい。</p>	<p>施設型給付費等(子どものための教育・保育給付交付金)と延長保育事業(子ども・子育て支援交付金)について、施設型給付費等は、いわゆる通常保育の時間内(8時間又は11時間)において、保育が必要な児童がいる場合に、保育等に要する経費を必ず負担しなければならない義務的経費であり、延長保育事業については、通常保育の時間外(8時間又は11時間を超えた時間)において、保育が必要な児童がいる場合に、地域の実情に応じて、各市町村の判断により実施する保育等に要する経費を補助する裁量的な経費である。両事業の対象や性質は異なるものであり、国と地方の負担割合もそれぞれの経費で異なっている。</p> <p>このため、補助金等の適正な執行管理や財政負担の観点から、両事業を切り分けずに処理することは、困難である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
37	B 地方に 対する規 制緩和	03 医 療・福祉	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る適用要件の撤廃	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む)の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすることを求めるもの。	在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者から苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際に、教育時間終了後の預け先の選択肢が院内保育施設のみである場合など、多様な働き方が存在する中で、認可外保育施設等を併用せざるを得ない状況が想定されるが、幼稚園の預かり保育の実施水準により無償化の対象外とされることに不公平感が生じている。 また、無償化の要件とされている「幼稚園が法令で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、公示を行っており、当市や周辺の自治体では、例年2～3月頃に判断・公示を行っている。一方、幼稚園の願書提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている時点では、認可外保育施設等を併用した場合に当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。	幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすることで、在籍する幼稚園の状況や保護者の勤務体系に関わらず無償化の対象となり、保護者の求める保育ニーズを満たすことが可能となる。 また、入園予定の幼稚園が、認可外保育施設を併用した際に無償化の対象となるか入園直前までわからないといった不安定な状況に陥ることがなくなり、各利用者が必要とする保育施設の利用を前もって検討することが可能となる。	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	茅ヶ崎市
46	B 地方に 対する規 制緩和	03 医 療・福祉	地域少子化対策重点推進事業のうち結婚新生活支援事業の補助対象期間の拡大	地域少子化対策重点推進事業のうち、結婚新生活支援事業の補助対象期間の拡大を求める。具体的には、以下のいずれかを求める。 ① 現行制度では、補助対象期間中に婚姻届を提出し、受理された夫婦で一定の要件を満たす者が補助の対象とされているところ、補助対象期間の起算点(事業実施年度の前年度の1月1日)を前倒すこと。 ② 補助対象者が補助対象期間中に受けた補助金額が、補助上限額に達しない場合については、翌年度も引き続き補助上限額に達するまで家賃等について補助を受けることができるようにすること。	地域少子化対策重点推進事業実施要領において、結婚新生活支援事業の補助要件として、事業実施年度の前年度の1月1日以降で、都道府県等が定める日から当該都道府県等の事業終了日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦で一定の要件を満たす者が補助の対象とされている。事業実施年度の1月1日から3月31日までは次年度事業との重複期間とされており、補助対象者は都合のよい年度の事業を選択することが可能であるが、事業実施年度の年末付近に婚姻した世帯は、当該実施年度の事業を選択するしかなく、引越費用や家賃の額によっては、補助対象期間である年度末までの間に補助金額が補助上限額まで達しない場合があり、婚姻時期により受けられる補助金額に不均衡が生じている。(例えば、12月24日に婚姻した世帯が受けられる補助の対象期間は1月から3月までの3か月分であり、仮に、引越費用10万円、家賃5万円とすると、補助対象経費の合計は25万円となり、上限額である30万円まで補助を受けることができない。)特に、令和3年度からは、29歳以下の補助上限額が30万円から60万円に増額されたことから、更に大きな不均衡が生じることが見込まれる。	結婚新生活支援事業における補助対象期間の起算点(事業実施年度の前年度の1月1日)を前倒すことで、重複期間が長くなれば、補助対象者が結婚新生活支援事業をいつ活用するか選択の幅が広がり、補助上限額の範囲内でできるだけ多くの補助を受けることができるようになる。 また、補助対象者が補助対象期間中に受けた補助金額が、補助上限額に達しない場合については、翌年度も引き続き補助上限額に達するまで家賃について補助を受けることができるようにすることで婚姻時期による補助金額の不均衡は是正され、婚姻に伴う経済的負担の軽減や地域における少子化対策の推進に一層資するものと考えられる。	地域少子化対策重点推進事業実施要領	内閣府	岡垣町

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
37	<p>柏市、川崎市、浜松市、宝塚市、広島市、宇和島市</p>	<p>○当市においても、医療分野や介護・福祉分野に従事する保護者の勤務先が無償化の対象保育施設を併設しており、子が実際にその施設を利用しているというケースが散見される状況にある。</p> <p>預かり保育を国が示す一定の水準で実施しているものの、その受入体制が需要を完全に満たせていない施設については、利用者が新2号認定を受けていても、保護者の就労時間や認定の事由により、利用を制限されるという事案も発生しており、本市もその対応に苦慮している。</p> <p>また、夏休み等の長期休業中の実施状況も施設によってバラつきがあり、保護者の職種によっては、認可外や一時預かりを利用せねばならない状況も生まれている(10か月×平日5日×4週の実施でも基準である200日に到達してしまうため、保護者の需要を十分に満たせる状況とは言えない施設もある。)</p> <p>認可外等の併用分も無償化の対象経費とすることを可能にすることで、保護者側にも利用サービスの選択の幅が生まれ、更には利用が分散する結果、預かり保育に係る実施体制の圧迫を緩和することにも繋がる。これにより、従前、利用を希望しても叶わなかった保護者の需要に、より応えることが可能になるものと捉えている。</p> <p>○当市においても、幼稚園入園式前や卒園式後小学校就学前の新2号認定子どもが認可外保育施設を利用した場合などに、同様の事例が生じている。</p> <p>○預かり保育の提供時間数が8時間以上または、開所日200日以上を満たしていても、保護者の働き方によっては認可外を利用せざるをえない場合がある。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化において、幼稚園等に在籍する子どもの保護者が就労していること等により保育の必要性の認定を受けた幼稚園等の利用者(いわゆる新2号又は新3号認定)については、できる限り当該幼稚園等における預かり保育の利用を促すことにより保護者負担を軽減しつつ、その預かり保育の提供水準が、学校である幼稚園等を選択した子どもの保育の必要性という観点から十分でないと言える場合には、例外的に、認可外保育施設等の併用に係る利用料を施設等利用給付の対象としている。上述の預かり保育の提供水準の基準については、1年当たりの期間が200日、かつ、1日当たりの時間が8時間(教育課程に係る時間との合算)となっている。これは幼稚園の毎学年の教育週数が、特段の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないとされていること及び保育所における保育短時間認定規定が1日につき8時間を原則としていることを考慮して定められている。このような幼稚園及び保育所に関する規定を踏まえて定められた基準であることから、現時点においてこの基準の見直しは考えていないが、政府としては、平日及び長期休業中の双方において、長時間、体制の整った預かり保育が実施されるよう、幼稚園等における預かり保育の充実(一時預かり事業(幼稚園型I)における加算額の累次にわたる充実)等に努めてきたところであり、今後とも、多様な働き方の実態を踏まえながら、幼児教育・保育の無償化に関する事務を適切に実施してまいりたい。</p>
46	<p>岩手県、長野県、高知県、福岡県、筑後市、嘉麻市</p>	<p>○事業実施年度の1月1日から3月31日までは次年度事業との重複期間とされており、補助対象者は都合のよい年度の事業を選択することが可能であるが、事業実施年度の年末付近に婚姻した世帯は、当該実施年度の事業を選択するしかなく、引越費用や家賃の額によっては、補助対象期間である年度末までの間に補助金額が補助上限額まで達しない場合があり、婚姻時期により受けられる補助金額に不均衡が生じている。特に、令和3年度からは、29歳以下の補助上限額が30万円から60万円に増額されたことから、更に大きな不均衡が生じることが見込まれる。</p>	<p>○令和4年度の地域少子化対策重点推進事業実施要領を改正し、対象となる世帯の規定に、「令和3年度に結婚新生活支援事業(令和3年度地域少子化対策重点推進交付金又は令和2年度地域少子化対策重点推進交付金(令和2年度第3次補正予算)の交付を受けて実施したものに限り。)による補助を受給した世帯で、その受給額が、当該補助を給付した地方公共団体が定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。」を追加し、世帯への補助上限額の規定に、「(上記に該当する夫婦は)「当該補助を給付した地方公共団体が令和3年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から令和3年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。」を追加する。</p> <p>○これにより、令和3年度の補助対象期間中に夫婦が受けた補助金額が補助上限額に達しなかった場合については、令和3年度に事業を実施した同自治体において、令和4年度も継続して当該補助上限額まで補助が可能となる。 (左記、求める措置②に対応)</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
54	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	保育体制強化事業における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の確認に係る補助要件の緩和	保育体制強化事業の補助要件について、保育支援者を配置した月における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の前年同月比較要件を、「当該年度において公定価格の基本分単価を充足する職員を配置し、かつ、当該年度の保育支援者を配置した月と前年度の同月を比較して保育支援者の配置数が同数以上であること」に改める等、補助要件の緩和を求める。	保育所等で離職者が出た場合等において、残る保育士の負担軽減を目的として、新たに保育支援者を配置しても、現在の補助要件では当該保育支援者のほかに新たな職員(保育士及び保育士以外の者)を雇用しない限り、「前年同月における保育士及び保育士以外の者の数」が「同数以上」とならないため、保育体制強化事業を活用することができない。 地方では新たな保育士の確保が困難な状況が続いており、職員の減少により労働環境が悪化し、残された職員の負担が増大している施設では、新たな職員の確保がより一層困難な状況であるばかりか、少人数の保育士で保育事業を行っている規模も小さい施設などでは、当該制度の活用ができず、また、自主財源での保育支援者の配置も困難なことが多いため、更に保育士の離職が進むような悪循環に陥る可能性もある。 当市においても、当該制度を活用して保育支援者を配置することで、保育士の負担軽減を図ることを検討したものの、職員数が前年より減少していたために補助対象とできなかった事例が生じた。その結果、より一層保育士の確保が困難になり、利用定員の縮小を検討している事例もあるなど、保育体制の弱化等の支障が生じている。 保育体制の強化を図るためには、「保育補助者雇上強化事業」の活用という方法も考えられるものの、保育士確保が難航している地域では、実習等を必要とする保育補助者の希望者の数も不足していることが多く、保育補助者雇上強化事業により保育士の負担を軽減させるほどの人材を確保することは現実的ではないため、より多様な人材である保育支援者が対象となる保育体制強化事業の要件緩和を求めるものである。	保育支援者として地域の人材を活用することを促進し、子どもが健やかな環境で生活するための保育体制を充実させるとともに、保育士の負担軽減に資するものと考えられる。 また、保育士の負担軽減によって、利用者の受入れ促進、それに伴う待機児童の解消や、保育所等の運営の安定化が図られ、保育士の待遇が改善されるとともに、将来的には新たな保育士の確保にもつながる。さらに、職員体制の確認方法が従前と比較して簡素化されるため、事業者及び市町村職員の事務負担軽減にも寄与するものである。	保育体制強化事業実施要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	前橋市、太田市、沼田市、藤岡市、安中市、榛東村、神流町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、玉村町、邑楽町
74	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金における、産後ケア事業に関する補助条件の見直し	現行の母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金により各市町村が実施する産後ケア事業やその施設整備に関する補助等について、これまでの実績や課題の検証をした上で、市町村の人口区分等に基づく一律の基準ではなく、事業の規模や提供するサービスの内容等に応じて必要となる人員配置等を踏まえ、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう、補助条件をきめ細かく見直すこと。	産後ケア事業は、母親の孤立化を防ぎ、乳児や児童虐待の未然防止に資するものであることに加え、少子化対策にも寄与するものであり、今後もその必要性が増していくものと考ええる。 当区(※)は、年間の出産数が7千人前後で推移している。また、都市部の特徴として、祖父母等との同居・近居は3割にとどまっており、約7割が産直後のサポートが必要な状況にある。現在は、区内で2か所(18床)産後ケア事業を行う施設を運営しているものの、出生数やサポートが必要な母子の割合を考慮すると十分とは言えず、一層の充実を図っていく必要がある。 ※特別区長会に属する1区 一方で、母子保健衛生費国庫補助金は、1市町村当たりの人口区分に応じて補助単価が定められており、同一の人口区分であれば、サービス内容にかかわらず補助単価が同一であるため、自治体の意向とは無関係に、集中的なケアであるショートステイ(宿泊利用)ではなくデイケア(日帰り利用)の方が実施しやすいような制度となっている。 さらに、産後ケア事業の実施にあたり、専用施設の整備が必要な場合、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用が想定されるが、当該交付金額は、施設の種類に応じて定められた交付基礎点数を元に算定することとされており、施設の規模にかかわらず産後ケア事業を行う施設であれば一律の交付基礎点数を元に交付金が算定されるため、施設設計において自治体の意向が反映しにくい制度となっている。	令和3年4月から母子保健法の事業に位置付けられ、実施が区市町村の努力義務となったことで、今後、全国で様々な形で産後ケア事業が実施されることが考えられる。 施設の運用形態や規模、サービス内容に応じた補助条件とすることで、今後、全国の自治体がそれぞれの状況に沿った形で安定的に事業を展開することができる。	母子保健法第17条の2 母子保健法施行規則第7条の2～4 母子保健医療対策総合支援事業(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱、 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	厚生労働省	特別区長会

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
54	岩手県、宮城県、水戸市、川口市、富津市、長野県、豊橋市、守口市、枚方市、香川県	<p>○非常勤職員が離職し、新たに常勤職員を雇用した場合に、前年度との職員比較において、同数以上とならないために補助対象外となるケースは本市でも生じている。そのため、他自治体と同様に、公定価格の基本分単価を充足する職員配置を満たし、保育支援者を配置した場合に補助を認める等、補助要件の緩和を求める。また、事業者及び市職員の事務負担軽減の観点から職員体制の確認方法の簡素化を求める。</p> <p>○当該補助金については、保育支援者を配置した月の「前年同月」と比較し、保育士等の実人数が同数以上の場合に補助されるが、施設の状況に応じて当然保育士等の数は変わるため、補助金の活用できない施設がある。保育士等の配置基準を満たしたうえで、保育支援者を加配した場合には、全て補助対象としていただきたい。</p> <p>○県内の事業者から、「前年同月における保育士及び保育士以外の者の数」が「同数以上」とならず、保育体制強化事業を活用することができないので要件を見直してほしいとの意見が示されている。</p> <p>○本補助金の当該事業について、コロナ禍の中において、消毒作業などを行う保育支援者を雇用することで、保育士の負担軽減を図るため、市としても各施設において活用してもらうよう周知をしているが、本要件のハードルが高く活用の妨げとなっている。</p> <p>○本市においても保育士の確保が難しい状況であることから、当該事業の補助要件を満たすことが困難な施設が多く、要件緩和が必要と考える。</p> <p>○施設も人員確保に苦慮しており、本業務を人員確保の財源としているが、離職等により本事業を活用できないこともあり、本末転倒の結果となるため、補助要件を緩和していただきたい。</p>	各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、令和4年度予算案において、補助要件の見直しを行うこととしている。具体的には、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者の数等の前年同月比較要件を廃止し、保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書の提出を要件とする予定である。
74	千葉市、相模原市、長野県、京都市、大阪市、香川県、宇和島市、福岡県	<p>○「短期入所型」「通所型」「居宅訪問型」の実施方法ごとに必要な経費は異なるため、その実情を反映した補助基準額であることが望ましい。</p> <p>また、産後ケア事業の対象は「出産直後から4か月頃までの母子」であったが、令和3年度より「生後1年を超えない母子」となったことに伴い、対象者が増加していることから、各自治体が事業に要する経費についても増大していると想定され、こうした実態を把握して基準額が設定されることが望ましい。</p> <p>○本市では、宿泊型、訪問型を実施しており、いずれも利用ニーズが非常に高く、産後ケア利用数が急増しているため、国庫補助限度額以上の予算執行をしており、現状の国庫補助算定方法・率では市負担額が多く生じている。</p> <p>安定した事業運営のためには、実施内容に即した国庫補助が受けられるよう算定方法の見直しを要望する。</p>	<p>運営費については、令和4年度予算案において、①デイサービス・アウトリーチ型とショートステイ型で補助単価を分けるとともに、②人口区分に基づく一律の補助単価から実施か所数を加味した補助単価に見直すことを盛り込んでいる。</p> <p>施設整備費については、産後ケア事業を行う施設に対する補助実績や、他の施設とのバランスを踏まえながら、引き続き、検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
104	B 地方に 対する規 制緩和	05_教 育・文化	特別支援教育就 学奨励費による学 用品購入費につ いて、支弁区分に 応じた定額支給と する見直し	特別支援教育就学奨励費 で支給対象となる経費のう ち、学用品購入費について は、支弁区分(各家庭の収 入から決定)に応じた定額 支給とするよう、補助金交 付要綱を改正していただき たい。	補助金交付要綱で学用品購入費は実費支給とされており、支給にあたっては文部科学省の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」で購入品の領収書やレシート等の証拠書類を確認することとなっている。 学用品購入費の支給対象は、学校で使用するものに限定されているため、事務担当者及び教員は証拠書類の確認だけではなく、保護者に購入品の内容等を聴き取らなければならない、膨大な作業量となっている。また、保護者からも「細々としたレシートを集めて、学校へ提出する作業が大変である」という意見が学校へ多く寄せられている。	定額支給にすることで、保護者からの領収書やレシート等の証拠書類の提出が不要となり、確認作業もなくなることから、保護者・事務担当者・教員の負担が大幅に軽減される。 また、実費支給から定額支給に変更しても、過去の実績をもとに判断すると、学用品購入費については支給対象者の多くが限度額まで受給していることから、保護者の支出金額に対して支給額が少なくなるという影響は少ないと考える。	特別支援教育 就学奨励費負 担金等及び要 保護児童生徒 援助費補助金 交付要綱	文部科学省	千葉県、草 加市、川崎 市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
104	青森県、福島市、いわき市、茨城県、水戸市、藤岡市、春日部市、桶川市、千葉市、神奈川県、小田原市、石川県、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、田原市、京都府、兵庫県、神戸市、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島市、下関市、香川県、宇和島市、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市	<p>○補助金交付要綱で学用品購入費は実費支給とされており、支給にあたっては文部科学省の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」で購入品の領収書やレシート等の証拠書類を確認することとなっている。</p> <p>事務担当者及び教員は、提出された証拠書類について、学用品購入費の支給対象品目かどうか購入日は適正であるか、などの内容確認だけでなく、場合によっては、保護者に購入品の内容等を聞き取るなど、作業量が膨大であり煩雑となっている。</p> <p>また、保護者からも「細々としたレシートを保存しておかなければならず、集めて学校へ提出する作業が大変」などという意見も数多く寄せられている。</p> <p>○左記提案団体の支障事例にある作業負担もさることながら、証拠書類である学用品・通学用品費のレシートに商品名が記載されない(例:「部門001 120円」など)店舗が数件あり、教員を介した保護者への聞き取りに時間を要している。</p> <p>それ以外にも、初めて補助金を申請する新小1児童の家庭では、学用品・通学用品費等の補助金申請にレシートが必要であることを知る以前に破棄してしまい、ランドセル等の費用負担が大きいものについて申請が出来ず、本来の目的通りの補助が出来ないケースがある。</p> <p>○学用品費は実費支給とされており、保護者が学校にレシート等を持参し、金額の確認を行っている。しかし、対象品目の判断、購入日の確認、消費税の請求漏れ(レシートによっては外税や内税)、商品券金額計算等、事務職員は膨大な作業量となっている。また、保護者もレシートの紛失で請求しないケースもあり、大変である。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費に係る学用品購入費は年額小学校11,640円、中学校11,370円を基準とされているが、通常学級に比べて児童生徒の特性に合った授業を行うため、ほぼ全ての児童生徒において、この基準を超える費用を教材費として家庭に負担頂いている。</p> <p>このため、家庭で購入した学用品に係るレシートや使用目的の確認は、事務量が膨大であるのに対してその意味が薄い作業となっていること。また、保護者自身も支援が必要である場合も多く、事務作業や事業を理解することが苦手であるため、支援の申請につながらないケースも見受けられることから、事務の簡素化が必要と考える。</p> <p>○保護者はレシートなど証拠書類を集めて提出する作業、学校や教育委員会ではそれを確認・聞き取りするなどの作業が膨大な負担となっている。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費の支給においては、3月に保護者からの領収書等の提出、各学校事務担当者による確認及び支払書類の作成、出納機関への提出・支払が並行して進む一方、国への実績報告の締切が4月上旬であることから、実績報告の訂正を頻繁に行わざるを得ない実態がある。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費の支給にあたっては、当県でも国の交付要綱に則り、保護者の支出証拠書類を確認後、実費支給としている。保護者からは、「レシートや領収書等を全て集めるのが煩雑」「入学後すぐ必要になる学用品購入費は、入学前に支給して欲しい」といった声があがっている。また、県側の事務手続についても、保護者への状況の聞き取りや、領収書等の詳細についての個別確認等に多大な時間を要しており、事務作業が煩雑となっている。</p> <p>○保護者から提出されたレシートにより、購入日や購入品を一つ一つ確認し、学用品・通学用品購入費等の支給額の算定を行う必要があるため、膨大な作業量となっている。</p> <p>支給額を定額とすることにより、支給金額の確認にかかる担当者の負担が軽減される。</p> <p>また、保護者にとっても、レシート等の保存及び提出の必要がなくなるため負担が軽減され、住民サービスの向上が図られる。</p> <p>加えて、領収書やレシートの提出・保管が不要となるので、添付書類の削減にも繋がる。</p> <p>○学用品購入の領収書やレシートは、様々な書式や形状があり、印字されている商品名では内容がわからないことが多いうえ、外税・内税と記載方法が異なる等、確認作業に時間を要している。特にレシートには、家族の購入品等の学用品以外が一緒に記載されているものが多く、外税のレシートの場合は対象品を抽出後に税込金額を再計算しなければならない。特にレジ袋の有料化後は、このようなレシートが増えている。また、ネット購入による領収書も増え、送料等を差し引く作業が出てきている。</p> <p>このように、対象者1人ごとに数十枚の領収書等のデータを積上げ、支給金額を確定する作業は年々職員の負担となっている。</p> <p>また、児童生徒の各世帯の学用品購入にかかる費用は、限度額以上に当然かかるものの、領収書等の提出が保護者の負担となり、給付申請を行っていない世帯もある。</p> <p>○当市においても、当該事前相談事例と同様に、過重な事務負担が生じていると認識している。保護者は対象品目に係るすべての領収書を整理し保管・提出しなければならず、学校では教職員等が児童生徒の学習に関わる本来業務の傍ら、提出された膨大な領収書の提出を受け、内容が適切であるか確認しなければならず、その後、教育委員会事務局職員が同様に内容確認を行うなど、膨大な事務負担が生じている。また、限度額との関連からも、多くの場合、対象経費が限度額まで支給していることから、領収書を徴収する効果について疑問を感じざるを得ない。奨励費の定額支給化により、これらの弊害が大幅に取り除かれるものと期待できるため、早期の制度改正をお願いしたい。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費の支給事務について、支給対象額の算定のために事務担当者、教員、保護者に過度な負担が生じている。一つ一つの支給金額は数百円程度のもものが多く、支給する金額に対して、事務担当者、教員、保護者の負担感が大きい。</p> <p>特に、「学用品・通学用品」について、当県では、支給件数が年間20,000件弱となっているが、保護者が申請してきた品物について、教育課程上必要なものかどうか一つ一つ確認が必要であり、その都度教員への確認作業が生じている。</p> <p>また、保護者には領収書、レシートなど、金額と支出したことを証明する書類の提出が必須とされているが、「雑貨」などと品物名がはっきり記載されないケースもあり、証拠書類として採用できないものもある。内容確認のための電話連絡や領収書の取り直しなど保護者に負担が生じている。</p> <p>提出された領収書やレシートが、税抜きで記載されている場合や購入店舗のポイントを使用されている場合は、支給額算定時に再計算を要し、事務担当者の負担になっている。</p> <p>○現行の特別支援教育就学奨励費負担金・補助金は実費支給となっており、保護者からの領収書提出後に支給するため、一時的に経費の保護者負担が生じている。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者に領収書等の提出を求め、それを教職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため教職員は、領収書等の内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。</p> <p>保護者は学用品等購入時の領収書等の保存及び提出が負担となっている。</p> <p>実際に購入していたとしても、領収書等を紛失した際には支給することができない。</p> <p>また、どの品目が支給対象となる学用品かの判断についても個別で判断することが多く、事務が煩雑化している。</p> <p>○学用品購入費では、購入に要した費用の実費をレシート等で確認しているが、インターネットでの購入については確認が難しく、一部支給が認められない事例もある。</p> <p>また、電子マネーの普及により、ポイントの利用も多発している。</p> <p>それにより、購入価格からポイントを差し引きするなど、従来より学校での事務が煩雑化し負担が増大している。</p> <p>○領収書・レシート等の証拠書類の確認作業以外にも、申請を行う保護者も障害者の場合、申請する際に事務担当者及び教員が個別にサポートする必要がある生じることがあり、負担となっている。</p> <p>○物品を購入する時期から補助の申請をするまでに一定の期間があるため、申請時のレシート等の添付を省略することについては、保護者の負担軽減及び職員の作業時間の短縮や保存文書の削減が望めると考えられる。</p>	学用品費について、学校や保護者等の事務手続きの負担に鑑み、簡素化・効率化の必要性の観点から、必要な調査を行い、交付要綱の改正も含め、その負担の軽減に資するよう引き続き検討してまいりたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
107	B 地方に 対する規 制緩和	10_運 輸・交通	社会資本整備総合交付金の自転車関連事業の整備地区要件に「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)における自転車関連事業の整備地区要件に、「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加する。	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の対象事業である自転車関連事業(駐輪場整備、シェアサイクル事業)については、整備地区要件として、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画等の計画を策定している区域等が定められている。 一方で、自転車関連施策に関し地方公共団体は、平成29年に施行された自転車活用推進法に基づき、自転車通行空間、駐輪場、シェアサイクル等自転車関連施策が総合的に盛り込まれた国の自転車活用推進計画を立案し、自転車活用推進計画を策定しているところであり、当市も令和3年3月に策定したところであるが、社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の整備地区要件には、自転車活用推進計画を定めている区域は含まれていない。 当市では立地適正化計画で定める区域で行う事業について、当該交付金を活用しているところであるが、自転車関連事業について、都市再生特別措置法に基づき策定した立地適正化計画で定められた区域等が当該事業の対象となる一方、自転車活用推進法に基づき策定した自転車活用推進計画で定めている区域が対象とならないのは不合理である。 したがって、自転車ネットワーク計画と一体的に策定している場合など一定の具体性のある施策を自転車活用推進計画で定めている場合は、その施策を定めている区域について、社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の整備地区要件に追加するべきである。	自転車施策の一体的な実施や国費の効率的・効果的な活用につながる。 また、地方版自転車活用推進計画の策定率向上も期待でき、全国的な自転車活用推進にも資すると考える。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(8)	国土交通省	熊本市
159	B 地方に 対する規 制緩和	09_土 木・建築	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット住宅)の家賃低廉化に係る国庫補助の対象期間に関する要件の撤廃及び補助総額の増額	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」という)の家賃低廉化に係る国庫補助が受けられる期間については、補助要綱上「管理開始から10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあっては、20年以内で地方公共団体が定める期間)のもの」とされているが、高齢者世帯等に限るなど一定の要件をかけた上で、当該期間に関する要件を撤廃するとともに、補助総額(現行:国240万)の増額を求める。	セーフティネット住宅は、今後、公営住宅の老朽化が進んでいく中で、民間賃貸住宅のストックを活用し、要配慮者のための住宅を確保するという観点で非常に有用であると考えられる。 現行制度では、地方公共団体が賃貸人に家賃低廉化補助を行う場合に国庫補助が受けられるが、補助要綱上その期間は、「管理(補助)開始から10年(20年)以内」とされている。 この場合、当該補助期間の終盤に入居する者は、短期間しか家賃低廉化補助を受けることができず、それ以降は入居者負担が大きくなるため、実質的には入居を勧めづらくなる。 また、要配慮者は、家賃低廉化補助を受けた物件を渡り歩くことも可能であるが、同一生活圏にタイミング良く補助期間が十分残った物件があるとは限らず、高齢者世帯や障がい者世帯に、家賃低廉化補助のある住宅を求めて何度も転居をさせることは、居住の安定確保を図る上で合理的か疑問がある。 したがって、現在の家賃低廉化の補助期間・補助総額は、セーフティネット住宅が公営住宅対象世帯の安定的な受け皿として機能する上で、支障となっていると考える。	セーフティネット住宅の家賃低廉化補助については、住宅の管理期間による画一的な運用ではなく、住宅確保要配慮者や地域の実情に即した運用を可能とすることで、地方公共団体がセーフティネット住宅制度を導入しやすくなり、民間賃貸住宅ストックが公営住宅を補完する「持続可能な住宅セーフティネットの構築」が図られる。	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条	国土交通省	徳島県、香川県、愛媛県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
107	盛岡市、横浜市、川崎市、福井市、長野県、たつの市	—	<p>今回の提案事業である「都市・地域交通戦略推進事業」は、徒歩・自転車・公共交通など多様なモードの連携が図られた、公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの整備を支援しているものであり、「都市・地域総合交通戦略」や「立地適正化計画」等、都市の将来像や交通体系全体に関する計画の策定を要件としている。</p> <p>本事業においては、総合的な交通体系を確立するための一つの要素として自転車施策へ支援しているところであるが、今回の提案のような、自転車に特化した計画において位置付けられている地区といった限定的な要件を追加することは、本制度の趣旨からしてふさわしくないものと考えられる。</p> <p>以上より、提案のように、「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を本事業の地区要件に追加することは適さないと認識している。</p>
159	川崎市、相模原市、長野県、和歌山県、美馬市、上板町、高松市、高知県、熊本市、沖縄県	—	<p>○住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するためには、公営住宅の適切な供給に加え、公的賃貸住宅の供給やセーフティネット登録住宅等の民間賃貸住宅への円滑な入居支援等を一体的に推進し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを整備することが必要であり、その構築に当たっては、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国においては、地方公共団体の取組みに対して、必要な支援等を実施することとしている。</p> <p>○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化については、地方公共団体の取組み(補助対象期間や補助総額)に関する制限や制約は設けておらず、地方公共団体の取組みに対する国の支援において、国の予算に限りがあることや支援が真に必要な者への支援となるよう、支援対象や補助対象期間、補助総額などを設定しているものであり、地方公共団体において地方の実情やニーズに応じて国の支援制度を活用できるよう、補助対象期間(最大20年)や補助限度額の引上げ(最大4万円)などの措置を講じているところである。</p> <p>○なお、真に住宅に困窮する低額所得者に対しては、公営住宅法第3条に基づき、公営住宅を適切に供給する必要があるため、民間賃貸住宅を活用して公営住宅を供給することも可能である。</p> <p>(参考)公営住宅法 (公営住宅の供給) 第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
160	B 地方に 対する規 制緩和	11_その 他	地方創生推進交 付金の対象経費 の拡大	地方創生推進交付金につ いて、交付対象経費の要 件を、移住者の「暮らしや 移動への支援」が可能とな るよう、緩和すること。	「個人への給付が対象外」とされているため、移住希望者が移住を検討す る上でのネックとして意見が挙がっている、移住先における住居の家賃や 生活関連経費、移動経費(移動手段としての、タクシーや航空機、高速バ ス、レンタカー代等の経費等)といった移住者の「地方での暮らし」への支援 には、活用が困難である。	「地方回帰」の機運が高まる中、移住者にと ってハードルとなる、移住先での「住まい」 と「移動」の支援が可能となり、移住・定住 の促進が図られる。	地域再生法13 条、地域再生法 施行令9条、地 方創生推進交 付金制度要綱 (平成28年4月 20日付け府地 事第16号内閣 府事務次官通 知、28農振第 45号農林水産 事務次官通知、 国総政第1号国 土交通事務次 官通知、環境対 発第1604201 号環境事務次 官通知) 令和3年度にお ける地方創生 推進交付金(先 駆タイプ、横展 開タイプ、 Society5.0タイ プ)の取扱いに ついて(令和2 年12月22日 内 閣府地方創生 推進事務局)、 令和3年度地方 創生推進交付 金(先駆タイプ、 横展開タイプ、 Society5.0タイ プ)に関するQ &A	内閣府	徳島県、愛 媛県、高知 県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
160	宮城県、山梨県、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、滋賀県、京都市、城陽市、兵庫県、鳥取県、高松市、大分県	<p>○昨年度、首都圏から当県への移住希望者を対象に県内企業で就業体験ができる事業を実施したが、参加者は少なかった。「個人への給付が対象外」とされているため、首都圏から当県までの交通費や宿泊費が、参加者負担となってしまうことが参加者の集まらない大きな理由と考えられる。</p> <p>そのため、参加者の交通費や宿泊費を交付金の対象とし、参加へのハードルを下げることで、滋賀県で働くことの魅力を知ってもらう機会が増え、移住に繋がるものとする。</p> <p>○当県においても、テレワーカーが当県内でテレワークを試行する際の滞在費、移動経費について、地方創生推進交付金の対象外とされた。</p> <p>○事務連絡等により地方創生推進交付金は個人給付に充当しないこととなっている中、当市の移住施策においては、子育て世帯向けの補助金制度を単独で実施しているところである。</p> <p>現在、移住支援補助金以外の個人への給付は対象外となっているが、移住者の経済的負担軽減を直接図る施策に推進交付金を活用できるようにすれば、地方への移住の機運を高めることに寄与することができるのではないかと考える。</p>	<p>地方創生推進交付金については、令和元年度より同交付金内に新たに「移住・起業・就業タイプ」を創設し、それまでの地方創生推進交付金では対象外であった、移住に伴う経済負担を軽減するための支援金の支給を可能としている。</p> <p>例えば、同タイプに含まれる地方創生移住支援事業では、単身で移住する際に最大60万円、世帯の場合には最大100万円を、移住者個人に用途を限定せずに支給しているところであり、地方公共団体において移住者の「暮らしや移動への支援」を含む移住促進に向けた事業を検討される際には、地方創生移住支援事業による支援があることを前提として、検討いただきたい。</p> <p>なお、地方創生移住支援事業を除く地方創生推進交付金は、個人への給付について、個人の資産形成につながり、自立性や公益性が乏しく一過性のものであることから、原則として対象外としている。</p> <p>ただし、令和元年度より、移住者を増加させることを目的とする事業であって、事業としての自立性や公益性、政策効果が確保される場合においては、インターンシップなどの受け入れ企業への個人向け給付を対象経費として例外的に認めている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
162	B 地方に 対する規 制緩和	11_その 他	地方創生テレワーク交付金の制度 拡充	地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配分を可能とすること。 リタイアインフラの活用を促進するため、小規模多数のハード整備が可能となるよう、件数制限を緩和するとともに、単独入居型を対象とすること。	当県では、既にある程度サテライトオフィスの進出が進んでいることから、ハード整備よりも、進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等のソフト支援に重点を置きたいところ、ソフト事業への経費配分が1団体当たり1,200万までと低いことに加え、施設整備件数が「最大3件まで」、かつ「単独入居型は対象外」とされているため、進出企業が地域の空き家や役割を終えた公共施設等のリタイアインフラを自ら探し(あるいは行政によるマッチングの上)、小規模な改修を行うことにより、サテライトオフィスとして整備し、単独で活用する形態での支援により、多数の企業を呼び込みたい場合に活用できないことから、本交付金の十分な活用が図られていない。	リタイアインフラを有効活用したきめ細かな施設整備が図られ、多数の企業を呼び込むことが可能となるとともに、地域内での協働事業や起業支援といったソフト事業に重点を置いた支援を行う等、地域の実情に応じたサテライトオフィスの運営支援が可能となり、サテライトオフィス進出の加速化・定着化が図られる。	地域再生法13条、地域再生法施行令9条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)、地方創生テレワーク交付金の取扱いについて(令和3年1月18日内閣府地方創生推進室)	内閣官房、内閣府	徳島県、愛媛県、高知県
181	B 地方に 対する規 制緩和	02 農 業・農地	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用できる期間の拡大	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)」を活用した事業の実施にあたって、まずは農地・農業用施設災害復旧事業等により農地等の復旧が必要な場合があるが、このような場合においても、当該交付金については、災害発生年度に終了することが事業要件とされている。そのため、農地等の復旧事業が遅延した場合に、当該交付金を事故繰越しても活用できないことがあるため、災害復旧の状況に応じて対応できるよう当該事業要件を災害発生年度の翌年度まで終了することとする等により当該交付金を活用できる期間の拡大を求める。	平成30年7月豪雨災害の被災者に対して、「経営体育成支援事業の被災農業者向け経営体育成事業」を活用し、農業用施設等の復旧を予定していたところ、その農業用施設等を設置する農地の災害復旧事業の完了が遅れたため、最終的に当該交付金事業が実施できない事例が生じた。 具体的には、モノレールやかん水施設などの復旧を行う交付金事業を実施する予定であった箇所に係る農地について、当初単年度で復旧することを予定していたが、周辺の農地含め広範囲で被災した影響により工事業者が不足する等して、工期の遅れが生じたことから、結果的に事業完了までに3年を要することとなった。 その結果、農業用施設等の復旧事業に関する交付金事業の予算について、農地の復旧事業の工期の遅延を踏まえて2度繰越しを行ったものの、災害発災年度から3か年度以内に事業を実施することができなかった。 以上のことから、農地の災害復旧事業の完了後に実施する予定であった交付金が活用できないこととなり、同程度の補助事業の対応を令和3年度に市単独事業で実施することとなった。 今後も同様のケースが発生しうることから、こうした場合においても、事業要件を災害発生年度の翌年度までに終了することとする等により活用できる期間を拡大することを求める。	当該見直しを行うことで、不測の事態が発生し、4か年以降事業が必要な場合であっても、財政的負担が生じず、安定的に災害復旧事業にあたるということが可能となる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)実施要綱	農林水産省	呉市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
162	盛岡市、川崎市、山梨県、長野県、田原市、兵庫県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市	<p>○既存インフラ(既存の民間等空きオフィス)が多数存在することから、ハード整備個所を指定する前提ではなく、柔軟に受入ができるようにして欲しい。また、単独入居型を対象として欲しい。</p> <p>○ソフト事業では、ハード整備個所を指定せずとも、サテライトオフィスの誘致活動(補助金、業務委託等)を実施できるようにして欲しい。</p>	<p>「進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等」については、令和3年度補正予算において措置されたデジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ(以下「本交付金」という。)において、従来のサテライトオフィス等の施設整備・運営以外のソフト経費(交付対象上限額:1,200万円)に加え、サテライトオフィス等への進出企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する事業に対して、地方公共団体を通じて助成する「進出企業定着・地域活性化支援事業」(交付対象上限額:3,000万円)を支援メニューとして拡充済みである。</p> <p>また、施設上限数について、過剰な施設整備・プロジェクト推進等を抑止する観点から1団体あたりの整備施設数の上限を「3施設」としているところであるが、令和2年度第3次補正予算において措置された地方創生テレワーク交付金の採択団体にあっては、施設数の上限や交付上限額については新規団体と同様に扱うこととしており、KPIの進捗状況等の資料提出の申請要件を満たせば、追加で3施設を上限として申請することが可能な設計としている。</p> <p>本交付金は企業等がサテライトオフィス等を利用することによる地方へのひとの流れを創出することを目的としているところ、限られた財源の中で高い施策効果を図るため、複数の企業等がサテライトオフィス等として利用可能な施設を整備する場合に限り交付対象としている。</p>
181	相模原市、長野県、下呂市、豊田市、徳島県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市	<p>○平成30年7月豪雨災害の被災者が活用した経営体育成支援事業において、災害発生年度内の事業完了が困難であったことから令和元年度へ事業を繰り越した。しかし、護岸工事の範囲が令和元年度に決定したこと等により代替地の検討を余儀なくされたため令和2年度への事故繰越となった。</p> <p>令和2年度内に施工完了する必要があることから、施工箇所の代替地を慎重に検討することができず、最終的には事業を縮小して実施することとなった。</p> <p>○当市においても、令和元年東日本台風では、1か所の被災箇所に対して道路・森林・農地など複数の側面からの対応が求められるような事案が複数発生し、事故繰越期間を超えかねない状況であった(実際には期間内に収めることはできた)。このように復旧事業が重複する箇所においては、すべての復旧対応が完了するまでに相当期間を要することから、今後も同様の規模の災害が発生した際には、事故繰越で対応しきれないことが懸念される。当市としても柔軟な対応を求めたい。</p> <p>○被災農業者支援の趣旨を鑑み、不測の事態により事故繰越しても当該交付金の活用ができない場合の救済措置として、活用期間の拡大は有効である。</p>	<p>ご提案の強い農業・担い手づくり総合支援交付金(※)(被災農業者支援型)は、過去に例のないような甚大な気象災害等が発生し、国として特に緊急に対応する必要がある場合に限り、特例的に被災した農業用ハウス等の復旧を支援する単年度事業であり、財政法の規定に基づく繰越制度を活用して延長した期間を超えてまで支援を行うことは困難である。</p> <p>なお、本事業では被災した農業用ハウス等について、設置場所を変更して再建する場合も支援対象としているところである。</p> <p>※令和4年度は農地利用効率化等支援交付金</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
195	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱの基準年度の運用の見直し	処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の加算要件の見直しにより、令和2年度より加算年度の前年度が基準年度とされたが、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限るとされた経過措置(子ども・子育て支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)(以下「従前の基準年度」という。))を基準年度とできる)について、当分の間、新規事由の有無を問わず適用できるよう求める。また、処遇改善等加算Ⅱについても同様に柔軟に基準年度を選択できるよう求める。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)(以下「加算Ⅰ」という。))について、改善の比較対象となる基準年度の見直し(「従前の基準年度」(固定)から「加算の前年度」に見直し)が行われ、令和2年度より、「前年度の賃金水準」を維持する(新規事由に該当する場合(加算Ⅰの新規取得など、ごく一部の場合)には、追加で改善を要する額(特定加算額)を上回る)ことが要件とされた。また、その際、新規事由に該当する場合には、令和2年度に限り「従前の基準年度」を基準年度とできるとする経過措置が講じられた。見直し以前は、公定価格に加算される加算額(賃金改善要件分)を超える賃金改善が行われていることが要件とされており、多くの保育所等では、保育士確保のため、すでに当該要件を超える賃金改善を実施しており、また、毎年の経営状況に応じて追加で賞与を支給するなどを行ってきた現状がある。そのような中、見直しにより、経営状況によって変動する賞与等も含め、前年度の賃金水準を維持することが要件とされたため、一時的な経営の悪化によっても、加算Ⅰを受けられず、賃金を大幅に下げざるを得なくなることを懸念する声が上がっている。以上の状況を踏まえ、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限り講じられた経過措置(「従前の基準年度」を基準年度とできる)について、「新規事由に該当しない場合」にも適用できるとし、改めて当分の間の経過措置とされる必要があると考える。また、処遇改善等加算Ⅱについても、同様の見直しが行われたが、加算Ⅰと同様に基準年度を柔軟に選択できることを可能とする必要があると考える。	基準年度について、当分の間、新規事由の有無を問わず、従前の基準年度を選択できることにより、各施設の経営状況等に応じて基準年度を選択することが可能となり、経営状況が安定している施設は基準年度を前年度とし事務負担を軽減することができ、一方で経営状況が一時的に悪化した施設は、従前の基準年度を適用することで、見直し以前の要件は充足した上で、引き続き加算の適用を受けることができる。その結果、保育士等の賃金を著しく下げることなく、各施設の経営状況に応じた柔軟な賃金改善が可能となり、ひいては質の高い教育・保育の安定的な供給が可能となると考える。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高知県、徳島県、香川県、愛媛県
206	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	特定教育・保育施設における利用定員の変更に係る公定価格の算定方法の見直し	特定教育・保育施設の定員について、地域の実情(ニーズ)にあわせて0歳児の定員を減らし、かつ1、2歳児の定員を増やした場合においては、公定価格の算定に係る経過措置として、一定期間1、2歳児についても0歳児と同等の基本分単価とすることや、公定価格の特定加算部分の「乳児が3人以上利用している施設」という加算要件について、乳児の利用を要件としない、又は1歳児の利用も加算の要件に加えるなどの見直しを行うことを求める。	当市が実施したアンケートでは、1歳未満で育児休業からの職場復帰を希望している保護者は6.2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れ定員が0歳児と比較して非常に少なく、1歳児での新規入所が困難となっていることに起因していると考えられるため、当市では、保護者のニーズに合わせた受入れ枠確保のために、平成30年度から定員変更を事業者提案している。しかしながら、各施設において既に0歳児に対応できる保育士を雇用している中で、0歳児の定員を減らし1、2歳児の定員を増やした場合、定員変更により0歳児と1、2歳児の公定価格における基本分単価の差額分が減少することや、主任保育士専任加算及び高齢者等活躍推進加算等の特定加算が受けられなくなることを懸念し、事業者が定員変更を行わない状況となっている。公定価格の基本分単価については、各年齢区分の乳児及び児童を保育するために必要な単価を設定しているとされているが、地域のニーズにあわせて0歳児の定員を減らした場合であっても、当該年度の0歳児を受け入れるための人員を急に削減することはできないことから、職員配置や収支を調整するための激変緩和措置が必要と考える。また、特定加算部分についても、現在、0歳児のニーズが減少しているなかで、乳児の利用を要件とする必要性が感じられない。	地域の実情(ニーズ)にあわせた柔軟な定員変更に対し、公定価格に係る経過措置や加算要件の見直しを行うことにより、0歳児定員の削減による1歳児の新規受入れ枠の確保や、1、2歳児の定員増といった地域の保育ニーズに合わせた定員変更が推進され、待機児童対策に寄与すると考える。	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	横浜市、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市
209	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の算定方法の簡素化	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の算定に当たり、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することから、算定方法の簡素化を求めるもの。	県は、循環型社会形成推進交付金に係る事業を実施する自治体に対して指導する権限を国から受任している。その指導監督事務に係る経費に対して指導監督交付金の交付を受けているが、交付金額の算定に当たって、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することが支障となっている。例えば一括購入する事務用品や電話料金、印刷費など、所属の業務全体に関わる経費については、対象経費を抽出することが困難である。按分率(全体の事務量に占める対象事務量の割合)を用いて算定することも認められているが、按分率を算定することは容易でない。	事務手続きの簡素化による行政の合理化	循環型社会形成推進交付金等(指導監督交付金)交付要領	環境省	岩手県、宮城県、秋田県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
195	小樽市、富津市、長野県、長崎県、宮崎県	<p>○基準年度において必要額を超えて賃金改善を行った場合、その額が翌年度の必要額となるが、児童数の減等により給付額が減少した場合にも同様の賃金改善を求められることとなり、施設において負担となる旨意見が寄せられている。</p> <p>○ある事業所において、令和元年度に運用していた賃金規程が誤って高い金額設定になっていたことに気づき、令和2年度に賃金規程を見直した。その結果、基準年度である令和元年度の賃金水準が令和2年度の賃金水準を上回ることとなったが、令和2年度は「新規事由なし」であったため、その事業所では賃金改善計画等の作成に苦慮され、市担当者への基準年度を元年度より前に遡れないかについて、再三相談があった。</p>	<p>処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱについては、子ども・子育て会議の議論を踏まえ、加算額等の算定や給与関係文書の保管に係る事務の負担軽減を図るため、令和2年度より基準年度を前年度とするよう見直したものである。</p> <p>新規事由に該当する場合に「従前の基準年度」を基準年度とできる経過措置については、従前の算定方法でも事務作業を行っている施設に対する例外的な措置として、令和2年度に限って認めていたものである。</p> <p>こうした基準年度に係る見直しの趣旨を踏まえれば、基準年度として「子ども・子育て支援法による確認の効力を生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)」を選択可能とすることは困難である。</p> <p>なお、国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設など基準年度を加算当年度の前年度とすることが難しい施設については、3年前の年度を基準年度として選択することも可能としている。</p>
206	小樽市、旭川市、所沢市、富津市、守口市、松山市、宇和島市	<p>○全国的に保育士の確保が難しい状況を踏まえ、待機児童の多くを占める1、2歳児を既存の施設でより多く受入れるため、平成30年度から、配置基準を満たしたうえで4月に1、2歳児を定員を超えて受入れた場合に、超えた部分に対して市単独で一部助成を行っている。しかし、1、2歳児の待機児童増は全国的な傾向であり、公定価格の算定を見直すことにより対応すべきと考える。</p>	<p>公定価格は、施設の教育標準時間認定子ども又は保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分の単価を適用することとしており、年齢区分ごとの定員で単価を適用する仕組みとしていない。</p> <p>また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項において、0歳児おおむね3人につき1人以上、1、2歳児おおむね6人につき1人以上の保育士の配置が求められていることを踏まえ、公定価格上の基本分単価において必要な費用を算定しており、1、2歳児に0歳児の費用を措置することはできない。主任保育士専任加算等の要件についても、0歳児は手厚い職員配置や他の年齢と比べて個々の発達・健康状態に応じた配慮がより必要であることから、乳児の保育の実施を加算の要件の1つとして評価しているものであり、0歳児と1歳児を同列に取り扱うことは適切ではないと考えている。</p>
209	山形県、石川県、長野県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、大分県、沖縄県	<p>○当県においても、需用費や通信費など、所属の業務全体に関わる経費については一括管理しており、全員の事務量を把握し、循環交付金に係る事務量で按分することは容易でなく、経費計上を断念せざるを得ない状況となっている。例えば、交付申請や実績報告、地域計画の件数に応じた定量的な算定式を定め、公共事務費として交付するなど、事務手続きの簡素化を求める。</p>	<p>ご意見いただいた内容については、現行規定で対応可能であると考えている。</p> <p>循環型社会形成推進交付金等(指導監督交付金)の交付申請及び実績報告書の確認に当たっては、都道府県からの各種数字の根拠資料の提出(請求書や納品書、領収書、出勤簿、賃金台帳、出張命令書等)に代えて、対象経費の算出方法の考え方を記載するように求めている。根拠資料の提出を求めた場合、書類の整理・提出事務は相当な事務量になることが予想されることから、既に事務の簡素化を図っているといえる。</p> <p>さらに、按分に際して使用する率の考え方については、令和3年3月に都道府県へ通知した「循環型社会形成推進交付金等(指導監督交付金)交付申請書及び実績報告書の作成・確認方法について」(以下「指導監督交付金マニュアル」という。)において例を示しているが、「循環交付金事務作業量/全体事業量」の他にも「循環交付金に従事する職員数/全体の職員数」を示しており、必ずしもご意見いただいた考え方のみを採用することを求めている。例示している「循環交付金に従事する職員数/全体の職員数」の考え方を採用すれば、「循環交付金事務作業量/全体事業量」の考え方よりも少ない事務量で算出することが可能であると考えられる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
210	B 地方に 対する規 制緩和	11_その 他	地方創生移住支 援事業に係る移 住元要件の緩和	地方創生移住支援事業 における移住支援金対象者 の移住元要件について、年 数要件を廃止するととも に、居住地等要件を緩和す ること。	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者については、令和元年12月に一部要件が緩和されたが、その後、申請件数や問合せ件数の増加にはつながっていない状況にある。 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、移住支援金対象者の移住元要件について、より一層緩和いただきたい。 具体的には、 ・現在設定されている居住や就業に係る年数要件を廃止いただくとともに、 ・居住地・就業地要件については、 現在の「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ東京23区内への通勤」から、「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ通勤」に緩和いただきたい。	東京一極集中の是正	移住支援事業・ マッチング支援 事業について (令和2年12月 22日付け内閣 府地方創生推 進事務局)	内閣官房、内 閣府	岩手県、盛 岡市、宮古 市、久慈市、 陸前高田 市、八幡平 市、葛巻町、 西和賀町、 一戸町、宮 城県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
210	仙台市、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県、大分県	<p>○過去2年間において、移住支援金の支給要件を満たす移住相談者がおらず支給実績がないため、対象者を増やすため移住元要件を緩和していただきたい。</p> <p>○東京一極集中の是正の対象として、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を「東京圏」と定義しているが、当県では、既に人口減少が進んでいる地域があり、東京一極集中への危機感は他の地方と変わるものではない。</p> <p>○コロナ禍により首都圏在住者の地方移住への意識が高まりつつある。実際に、23区外の首都圏在住・勤務者から対象とならないかといった問い合わせが入ることもある。地方移住の促進を図るため、移住元要件の緩和は必要なことと考える。</p> <p>○「東京圏に住んでいるが、23区への通勤はしていない方」から、移住支援金に関する問い合わせを受けたが、対象としてご案内できず、各市への移住につなげることができなかった事例があることから、移住元要件を緩和することにより、移住者の更なる確保につながると考える。</p> <p>○居住地・就業地要件については、東京圏一極集中の是正という事業趣旨に鑑み、就業要件を廃止し、東京圏に一定期間居住していれば可としてもよいと思われる。</p> <p>○当該事業は、「東京圏への過度な一極集中の是正」を目的とした事業であるので、在住要件としては、「東京23区の在住者」だけでなく、「東京圏への在住者」についても移住元の要件とすることは事業の趣旨に沿うものとなっていると考える。</p> <p>○23区以外の東京圏内で在住在勤している方から問い合わせが実際にあることから、提案の通り拡大することにより、移住者の増加が見込まれる。</p>	<p>地方創生移住支援事業は、東京圏の一極集中の是正を目的としている。東京圏内においても、人口が減少している市町村や条件不利地域を含んでいる市町村が存在しており、居住地等要件を「東京圏への在住かつ通勤」に緩和すると、そのような市町村から人口が流出することが容易に想像できる。よって、本事業では、特に転入超過が続き人口が集中している23区に着目し、「東京23区内に在住」又は「東京圏に在住かつ東京23区内への通勤」に限ることとしている。</p> <p>また、年数要件を廃止すると、短期間の東京在住者(新規学卒者のUターン者や一時的な居住者等)も対象となり、本事業の趣旨に反するため年数要件を設定している。</p> <p>なお、令和元年12月に年数要件を緩和したほか、本年度からは一定条件の下、通学期間も移住元の対象期間に加算可能としている。</p>